

# 基本財産処分承認申請書

## 基本財産処分承認申請書の添付書類

(作成上の注意)

1. 書類は、各2部作成してください。(申請書及び添付書類の必要部数)
2. 原本の写しを添付する場合には、令和3年度から原本証明は不要です。
3. 説明中、「原本」の記載があるものは提出部数中1部を原本とし、1部は原本の写しに原本証明を行ったものを添付するとしておりましたが、令和3年度から写しに原本証明は不要です。
4. 申請は事前に行ってください。やむを得ない事情により事後になる場合は、当課との相談、協議を経たうえで、遅延理由書を添付する等、その指示に従ってください。
5. 国庫補助等による老朽社会福祉施設改築の場合は、基本財産処分承認申請は不要です。

<添付書類>

○必ず添付するもの

No.	書類名	説明
1	財産目録	前年度末現在のもの
2	定款	
3	理事会の議事録(基本財産処分に係る)	写し
4	評議員会の議事録(基本財産処分に係る)	写し
5	基本財産処分理由書	申請書記載の場合省略可

○不動産の処分時に必要なもの

No.	書類名	説明
6	処分対象物件の登記事項証明書(登記簿謄本)	原本
7	処分対象物件の評価鑑定書(売却等する場合)	写し
8	売却金の用途等の説明書	
9	代替物件の建設計画書及び関係書類	
10	代替物件の資金計画書及び関係書類	
11	代替物件建設中の事業継続関係書類	

○現金の処分時に必要なもの

No.	書類名	説明
12	処分対象現金の預貯金残高証明書	原本、申請時直近のもの。 複数ある場合、証明日現在日が同日のもの。
13	処分金の用途等の説明書	